

安城市多文化共生懇話会会則

(名称)

第1条 本会は、「安城市多文化共生懇話会」（以下「懇話会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、多文化共生社会の実現のため、次に掲げる事項について意見交換等を行うものとする。

- (1) 安城市多文化共生プランの進捗状況に関する事項
- (2) 外国人市民の現状及び課題に関する事項
- (3) 外国人市民が抱える問題及びその対応に関する事項
- (4) 多文化共生社会づくりに向けた施策の在り方に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる者（以下「会員」という。）20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 外国人雇用企業関係者
- (3) 地域活動関係者
- (4) 多文化共生活動関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 外国にルーツを持つ市民
- (7) 公募による市民
- (8) その他懇話会が必要と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が会員のうちから指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 懇話会の事務局は、市民生活部市民協働課に置く。

(その他)

第 8 条 この会則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会が別に定める。

附 則

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。